

目次

第 1 1 節 廃棄物等	4-11-1
1 . 予測	4-11-1
(1) 予測の内容と考え方	4-11-1
(2) 予測の前提条件	4-11-1
(3) 予測地域	4-11-1
(4) 予測対象時期等	4-11-1
(5) 予測の方法	4-11-2
(6) 予測結果	4-11-2
2 . 保全対策	4-11-3
(1) 保全対策が必要とされる環境要素	4-11-3
(2) 保全対策	4-11-3
(3) 保全対策による予測の見直し	4-11-3
3 . 評価	4-11-3
(1) 評価の方法	4-11-3
(2) 評価結果	4-11-3
文献又は資料	4-11-4

図番

図 4 . 1 1 . 1 予測の手順	4-11-2
---------------------------	--------

表番

表 4 . 1 1 . 1 予測内容	4-11-1
表 4 . 1 1 . 2 予測結果	4-11-2
表 4 . 1 1 . 3 保全対策検討結果の整理	4-11-3

第 1 1 節 廃棄物等

1 . 予測

(1) 予測の内容と考え方

予測内容を表 4.1 1.1 に示します。

工事（廃材・残土等の発生・処理）による影響により廃棄物等に係る環境影響が発生することから、予測を行いました。

表 4.1 1.1 予測内容

環境影響要因	予測内容	予測項目	
		廃棄物	残土
工事に よる影響	廃材・残土等 の発生・処理	・ 残土の処理	-

残土は、トンネル・切土工等による「建設発生土」について予測しました。

廃棄物は、既存の工作物等の除去に伴う「アスファルト塊」「コンクリート塊」については、再資源化施設への搬出により再利用を行うことから、いずれも予測の対象外としました。

なお、建設発生土については、盛土による現場内利用も考慮しました。

表 5.1 1.2 アスファルト塊及びコンクリート塊の再利用例

種類	内容
アスファルト塊	再生アスファルトプラント等において再生し、基層・表層用アスファルト混合物あるいは路盤材、構造物の裏込材として一般の市場や他の現場で道路舗装に利用
コンクリート塊	再資源化施設で碎石等の有価物として再生し、一般の市場や他の現場で舗装路盤材として利用

(2) 予測の前提条件

予測の前提条件である事業計画は、「第 1 章」(P.1-5 ~ 13 参照) に示すとおりです。

(3) 予測地域

予測地域は、廃棄物等が発生する実施区域内としました。

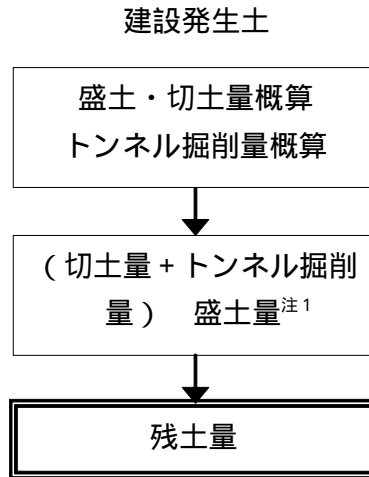
(4) 予測対象時期等

予測対象時期は工事計画を踏まえ、建設工事に伴う副産物の発生が計画されている工事期間の全期間としました。

(5) 予測の方法

予測の手順を図 4.11.1 に示します。

事業特性及び地域特性の情報を基に、土砂等の採取及び利用量、改変面積の内訳等から、以下の手順により建設工事に伴う「建設発生土」の概略の発生量を予測しました。



注) 工事計画に基づき、同一工事区間内において利用可能な分を算出しました。

図 4.11.1 予測の手順

(6) 予測結果

予測結果を表 4.11.3 に示します。

表 4.11.3 予測結果

対象	土量(m ³)
トンネル掘削工	370,000
切土工	0
盛土工	-97,000
建設発生土総量	273,000

出典)「平成 18 年度 青崩峠道路小嵐地区工事用道路予備設計業務」
(平成 19 年 3 月 国土交通省 飯田国道事務所)¹⁾

なお、工事の進捗状況に伴い、現段階で予測されない建設工事に伴う副産物の発生がある場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づいて適正に処理・処分することとします。

2 . 保全対策

(1) 保全対策が必要とされる環境要素

予測の結果、トンネルの掘削や切土等により大量の廃棄物が発生することから影響があると予測されるため、保全対策を検討しました。

(2) 保全対策

保全対策の検討結果を表 4.1 1.4 に示します。

表 4.1 1.4 保全対策検討結果の整理

実施内容	実施内容	再利用の推進（工事間利用の徹底）
	保全対策の種類	低減
	実施期間	工事中
	実施位置	計画路線全線
保全対策の効果の変化	「公共工事における再生資源活用の当面の運用について」（平成14年5月30日付 国官技第42号、国官総第126号、国営計第27号、国総事第22号大臣官房技術調査課長等発）によれば、建設発生土は50km以内の他の建設工事（民間も含む）へ搬出することとされています。	
不確実性の程度	事業者の適正な実施により、確実に低減することができます。	
副次的な環境影響	廃棄物の運搬により、新たに大気汚染が発生する可能性があります。	

(3) 保全対策による予測の見直し

保全対策を実施することにより、建設発生土等を他事業への再利用に努めることにより、影響を低減できると予測されます。

3 . 評価

(1) 評価の方法

保全対策の検討結果をふまえ、廃棄物等の発生に伴う影響が、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているか否かを判断しました。

(2) 評価結果

事業の実施による建設工事に伴い、建設発生土が大半を占める副産物が発生しますが、再利用及び再資源化に努めるとともに、関係法令等を遵守し適正に処理・処分を行うよう関係者を指導することから、廃棄物等の発生に伴う環境影響は事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価します。

保全対策として検討結果に示す再利用の推進（工事間利用の徹底）を行うことにより、環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されていると評価します。

文献又は資料

- 1) 平成 18 年度 青崩峠道路小嵐地区工事用道路予備設計業務（平成 19 年 3 月 国土交通省 飯田国道事務所）